

平成30年6月安城市議会 一般質問 質疑応答（要約）

（文責 石川博雄）

1 南海トラフ地震への対応について

(1) 自主防災組織の育成について

南海トラフ地震が起きれば、消防車・救急車は来られません。命を守ってくれるのは、普段の備え、隣近所の助け合い、町内会の自主防災組織です。市内73自主防災組織が、市域全体をカバーしています。自主防災組織が強くなることが、市として強くなることです。

そこで質問です。73自主防災組織のうち、年に2回以上、防災訓練を行っている組織はいくつありますか。また、自主防災組織が購入した資機材のうち、特色あるものは何ですか。

（答弁）約2割、14の自主防災組織が、年に2回以上防災訓練を行っています。特色ある資機材は、情報通信用の携帯型簡易無線機で、3年間で6団体ありました。

(2) 通電火災の防止について

地震後の火災の大半は、通電火災です。対策として、本市は、平成28年度、感震ブレーカー設置補助制度を導入しました。しかし、人口集中地区（ほぼ市街化地域）に限定し、農村集落は対象外とされました。

市内の農村は、道が狭く、木造家屋が密集しています。火が出れば、村じゅうに広がります。真に補助対象とすべきは、燃えやすい農村集落ではないですか。

地震後は、電気ブレーカーを切断しなければ危険だということを、自主防災組織の防災訓練で繰り返し周知することが必要です。

近年、他県では、地域を限定しない補助制度を導入する市も現れてきました。

そこで質問です。本市において、感震ブレーカー補助制度を今後見直す考えがあるかどうか伺います。

(答弁) 認知度を上げるには、自主防災組織からの繰り返しの周知も必要と考えますので、今後、補助制度の見直しについて、検討してまいりたい。

(3) 自主防災組織と市との連絡について

地震後、固定・携帯電話は1週間、使えません。この間、市との連絡方法について、市は、指定避難所に配備する市職員を通じて行うとの方針です。

市内に自主防災組織は73、指定避難所は54ありますが、未だに、どの自主防災組織がどの指定避難所へ連絡するのか、決められていません。

平時から、市職員と自主防災組織の役員とが、顔が分かる関係を築いておくことが、大震災を乗り切るのに重要です。

そこで質問です。自主防災組織が、どこの指定避難所に連絡するかを決めていただきたい、また、市の防災訓練に、自主防災組織へ参加を呼びかけて、情報伝達訓練を一緒に行っていただきたいと考えるが、市の考えはどうか伺います。

(答弁) 今後は、自主防災組織に伺い、情報伝達システムを定めるように検討していき

たい。また、北中学校を対象とした避難所開設訓練に、自主防災組織も加わった情報伝達訓練を実施したい。

2 保育園における食物アレルギー対応等について

(1) 食物アレルギー対応について

本年4月、民間保育園との意見交換会において、食物アレルギーに関して、きめ細かな対応を行っているとの話が出ました。

食物アレルギーとは、卵、小麦、えびなどの特定物質を摂取したときに、免疫学的反応として様々な症状が表れることとされ、保育園は、保護者ともに、医師の診断書をもとに、慎重な対応を行っています。

そこで質問です。公立保育園での給食等の具体的な対応方法と、民間保育園での特徴的な相違について伺います。

(答弁)公立保育園は、アレルギー献立表で情報提供し、食べるか否かを、医師の指示を基に保護者が選択し、園は確認の上、個々の対応をしています。民間保育園では、自園で調理できるため、代替品を準備できるなど、きめ細かな対応が可能です。

(再質問)

民間保育園の食物アレルギーへのきめ細かな対応は、国・県・市の補助対象とされていますか、また、市の給食センターが、食物アレルギー対応が可能なように改修されるのはいつごろですか、再質問します。

(答弁)調理員の人件費は、国・県・市から財政支援が行われ、市の人件費補助の対象にもなっています。アレルギー指導の栄養士については、施設型給付費の加算対象となっています。アレルギー対応食は、北部、南部、中部の各調理場の改修後となります。保育園への給食提供は、中部調理場であり、時期は未定です。

(2) 保育における公立・民間の連携について

市内の保育園は、公立保育園23園、民間保育園11園、民間認定こども園2園あり、これらの入園申し込みは、市が窓口となり、保育料は同額で、公立、民間の基本的なサービスに差はありません。こうした仕組みは、市が責任をもって、保育の量と質を確保するためと理解しております。

先の意見交換会では、他市では、公立・民間が一体となって、園長会や主任会を開いている、研修会で共通するものは、民間にも声をかけているなどが紹介されました。

そこで質問です。こうした、公立・民間の情報交換や、研修会に民間にも声をかけるなどについて、市の考えを伺います。

(答弁)公立と民間の連携は、以前より実施しており、年々増やしてきました。今後とも、子どもたちが質の高い幼児教育を受けられるよう、連携に努めてまいります。

3 個人市県民税の納入方法の切替えについて

(1) 対象事業者と切替え理由

安城市は、比較的小規模な事業所に対して、個人市県民税の納め方について、従業員が支払う普通徴収から、事業者が給与から天引きして納める特別徴収への切替えを働きかけています。

そこで質問です。本市が天引きの特別徴収への切替えを進めている対象事業者、その数、切替え理由について、併せて伺います。

(答弁)従業員3人以上で、毎月の給与を支払う事業者が対象で、約2500事業者と見込んでいます。切替え理由は、所得税法の規定、税の公平性です。

(2) 切替えに伴う事務負担の軽減について

切替えが円滑に進むかは、事業者の事務負担を軽減できるかだと思われれます。また、隣の市から市内の事業へ通勤して来られるケースは一般的です。税金の扱いが市によって異なると、負担軽減につながらないため、広域的な取組みが必要と思います。

そこで質問です。

事業者の事務負担の軽減をどう図りますか、広域的な取組みはどう進めますか、併せて伺います。

(答弁)西三河8市で、書類を統一様式とし、平成31年度に一齐に切替えを行うことで、事業者の負担軽減を図っていきます。

(再質問)

事業者においては、特別徴収の税額計算という、初めての事務を行うことは、大きな不安を感じるのではないか、この点について、再質問します。

(答弁) 特別徴収税額は、市町村が計算し、事業者に送付していきます。従って、事業者は、税額計算をする必要はありません。

4 市南西部の道路整備について

(1) 幹線道路の交通量について

国道23号は、元気な愛知・安城を支える屋台骨となっています。反面、国道23号の渋滞は激しく、県道なども渋滞が起き、集落内を通り抜けようとする車両も多く見られます。

榎前・和泉と刈谷との方面は、国道23号より下道が便利のため、通り抜け車両はかなりのスピードで走り抜けていき、地域の懸念材料となっています。

本市は、昨年度、高棚町北交差点の改良工事を行っていただきました。地元の長年の懸案であり、諸先輩がご尽力され、関係者の理解が得られ、実現したものです。地元は大変に喜んでおります。ありがとうございました。

さて、こうした道路渋滞を見ても、幹線道路の交通量が増えていると感じるところであります。

そこで質問です。県道岡崎半田線、県道安城碧南線について、近年の交通量の推移を伺います。

(答弁) 県道岡崎半田線、県道安城碧南線は、いずれも、交通量に大幅な増減はありませんが、1日あたり1万5千台を超えています。

(2) 市道榎前高棚線の整備について

榎前地区工業団地は、今後、立地企業が決まり、ものづくり愛知・安城の一翼を担ってもらえる期待をもっています。

一方で、新たに発生する通勤・輸送の車両により、県道・市道の渋滞は大丈夫か、通り抜け車両が心配との声も聞かれます。

地元が強く要望するのは、市道榎前高棚線の未整備区間の整備です。

平成29年3月議会代表質問で、安城創生会会長早川建一市議は、高棚井池交差点から東側に向けた道路は、県道道場山安城線T字路で行き止まりとなっており、榎前橋から市道榎前高棚線に接続する延長整備をすべき、と質問されました。

市は、地盤の高低差が6m、河川を2か所横断し、多大な費用がかかることから、暫定処理として、集落内市道を経由している。道路整備については、交通状況を慎重に見定め、必要性を見きわめてまいりたいと答弁されました。

あれから1年3か月が経過し、榎前地区工業団地の立地企業が決まろうかという段階を迎え、状況はこれから大きく動くと感じています。

道路整備は、計画、用地買収、造成など、実現までに非常に長い期間を要します。

そこで質問です。仮に、整備の必要性があると判断された場合、どのような手順が必要で、どのくらいの期間を要するものか、伺います。

(答弁)土地利用や交通特性を考慮し、道路の役割を明確に、道路線形や幅員などの構造を決定し、その後、現地での測量や道路設計と並行して、地権者を含めた関係者との協議、調整を図りながら道路用地を確保し、工事を行う手順となります。期間については、明確な期間をお答えできないが、多大な費用と時間がかかることを理解いただきたい。